

令和4年 教育委員会

第21回 定例会 議事日程

令和4年12月13日（火）

第1 議 案

【 指導課 】

- (1) 議案第35号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

第2 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 軽井沢少年自然の家のあり方検討について

第3 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（12月20日号）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>（2） 再任用職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>）</p> <p>2～3（現行に同じ）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の102.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の122.5</u>）</p> <p>（2） 再任用職員 <u>100分の50</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の60</u>）</p> <p>2～3（略）</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

2 改正後の規則を適用する場合には、この規則による改正前の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、勤勉手当の支給月数を改める改正を行う。

2 改正内容

令和4年度の勤勉手当の支給月数の改正を行う。

令和4年12月支給の勤勉手当支給月数を0.1月（再任用職員は0.05月）引き上げる。

○改正前後の勤勉手当支給月数

		12月支給 改正前	12月支給 改正後	増加分
再任用職員以外の職員	一般職員	1.025	1.125	0.10
	管理職員	1.225	1.325	0.10
再任用職員	一般職員	0.50	0.55	0.05
	管理職員	0.60	0.65	0.05

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日（令和4年12月1日から適用）

軽井沢少年自然の家のあり方検討について

1 これまでの経過

令和4年3月	検討協議会報告書作成及び議会報告
6月	公共施設調査・整備特別委員会 現地調査 区立学校に通学する児童・生徒の保護者及び区立学校の教職員 意見聴取
7月	第1回基本構想策定委員会
9月	第2回 //
10月	第3回 //

2 基本構想中間報告(案)について

昨年度の検討協議会報告書の内容を基に、区立学校に通学する児童・生徒の保護者及び区立学校の教職員からの意見聴取を踏まえ、基本構想策定委員会において施設に必要な機能及び整備・運営手法について議論し、「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想中間報告(案)」として取りまとめた。(別添資料1-2参照)

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年1月	第4回基本構想策定委員会
令和5年2月	基本構想(案)作成及び議会報告
令和5年3月	基本構想策定
令和5年度	事業手法の詳細検討

<参考> 検討体制

学識経験者、元校長、学校関係者等で構成する策定委員会を設置し、検討・協議を行う。

「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会」委員一覧

氏名	役職等
佐藤 久美子	玉川大学大学院教育学研究科名誉教授
佐藤 和紀	信州大学教育学部准教授、元東京都公立学校教員
小林 勇司	元千代田区立麴町小学校・お茶の水小学校校長
赤坂 寅夫	元中央区立佃中学校校長、元千代田区教育委員会指導主事
櫻井 千佳子	武蔵野大学グローバル学部教授
山口 勝己	東京都市大学共通教育部教授
中村 裕子	千代田区立麴町小学校校長
堀越 勉	千代田区立神田一橋中学校校長
島田 功一郎	千代田区立九段中等教育学校副校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

教育委員会資料
令和4年12月13日
子ども総務課

軽井沢少年自然の家のあり方基本構想

中間報告（案）

令和4年11月

軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会

軽井沢少年自然の家のあり方基本構想 中間報告（案）

目次

1. はじめに	1
2. 軽井沢少年自然の家を取り巻く動向	2
3. 軽井沢少年自然の家 利活用方針	17
4. 活用方針実現のための取組.....	20
5. 整備方針実現のための取組.....	22
6. 必要な機能の整理.....	23
6-1 機能の整理.....	23
6-2 想定される利用人数.....	24
6-3 活動に必要な機能別の内容	25
6-4 宿泊に必要な機能別の内容	27
6-5 その他	30
7. 施設整備について	31
7-1 施設の整備パターンの整理・検討.....	31
7-2 考えられる事業手法.....	34
8. 想定スケジュール	35

1. はじめに

軽井沢少年自然の家は、前身の軽井沢高原学校（昭和 31 年築）の改築として、昭和 55 年 1 月の基本計画（10 か年）で建設が計画されました。その後、「軽井沢高原施設建設に関する基本方針（昭和 57 年 12 月）」を経て、昭和 58 年 4 月に「軽井沢高原施設建設基本構想」が策定されました。

昭和 59 年 3 月の「教育と文化のまち千代田区宣言」の趣旨を踏まえ、「区立学校児童・生徒のため恵まれた自然の中での体験を重視した新しい校外施設の充実」、「千代田区内の主として中小企業に勤める従業員のための研修施設」、「区民の生涯学習・研修施設としての開放」など総合的な見地からなる改築計画が実施計画（3 か年）として策定されました。

昭和 61 年 6 月、軽井沢少年自然の家（I 期施設）が竣工、同年 7 月下旬の夏季施設（中学校）から使用開始されています。

以降、移動教室（4 月中旬）、夏季施設（7 月下旬～8 月上旬）、自然体験教室（5 月中旬、10 月下旬）等の宿泊施設として活用されてきました。

平成 28 年以降、老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用、社会教育利用は行われていません。

令和 2 年の予算・決算特別委員会で、「売却をせず、千代田の子どもたちのためになるよい施設とする」ことが確認され、令和 3 年度に外部の有識者や学校関係者等で構成する「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」を設置し、利活用方針を取りまとめました。令和 4 年度は利活用方針の実現に向けて、施設に必要な機能や施設整備の方向性等の内容を検討し、「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想」として取りまとめます。

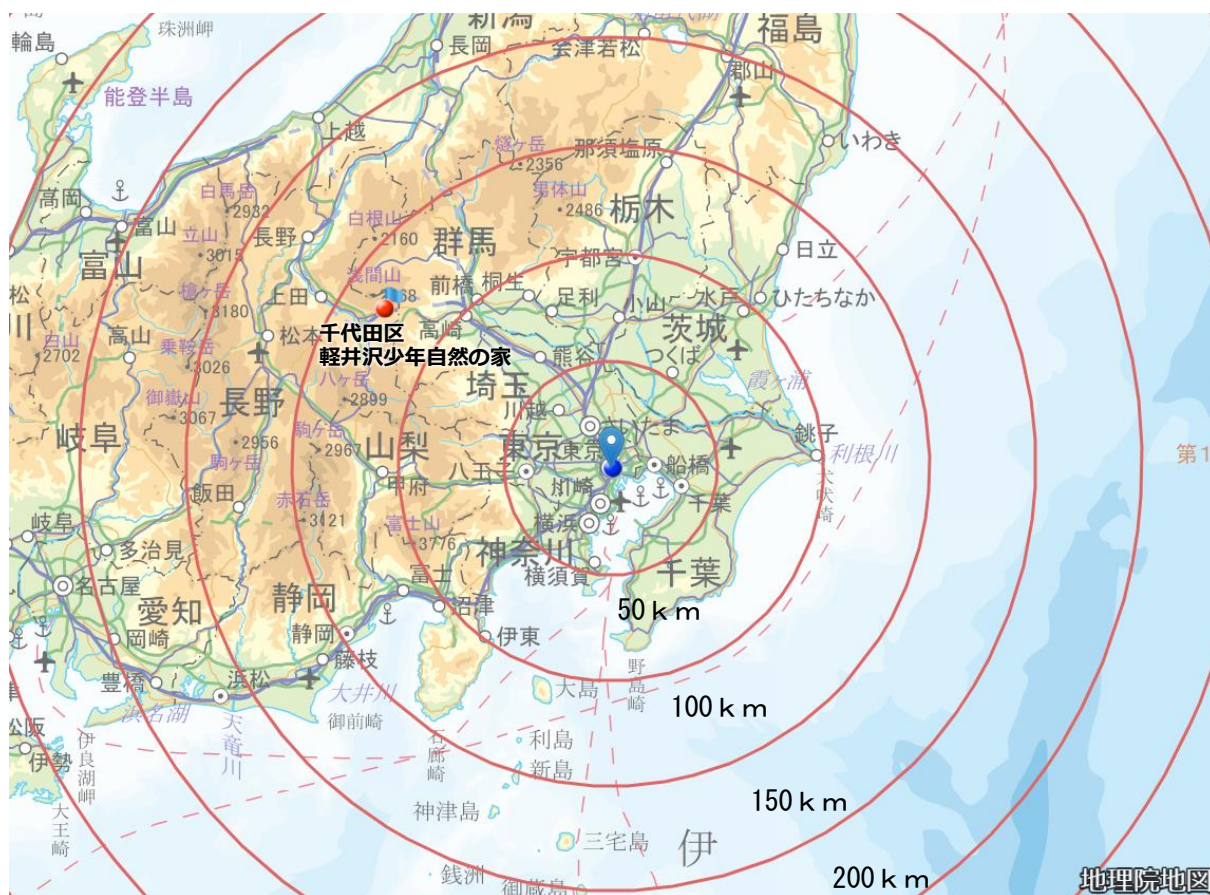


図 軽井沢少年自然の家の位置

2. 軽井沢少年自然の家を取り巻く動向

(1) 利用状況

○平成 27 年度まで学校の宿泊行事、研修等で利用していましたが、年間 300 日以上は閉鎖していました。

【平成 27 年度までの利用事例】

- 移動教室（4 月） ○自然体験教室（5 月・10 月） ○日曜青年教室（7 月）
- 教員新人研修

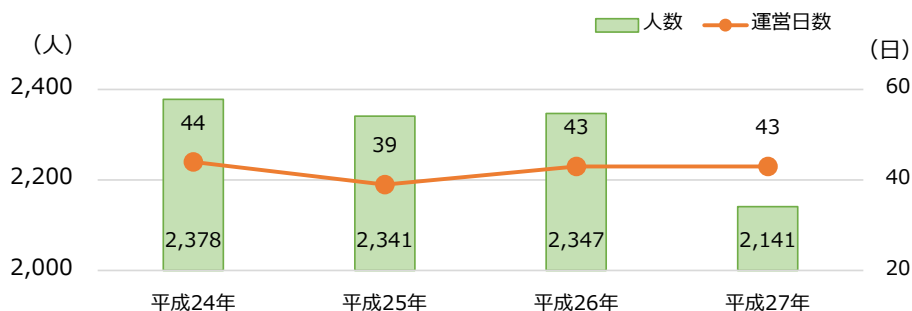
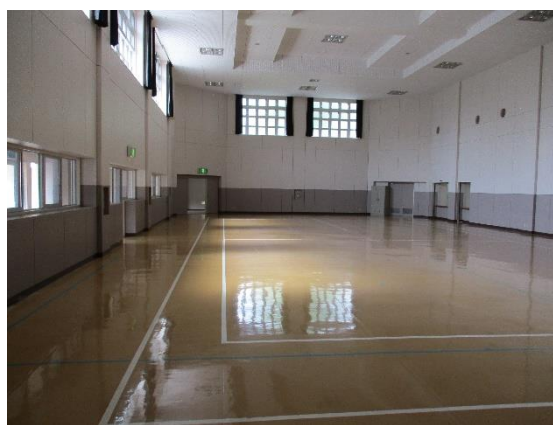


図 年間宿泊人数と運営日数の推移

出典：軽井沢少年自然の家 利活用の検討に係る調査報告書（平成 30 年）



宿泊棟に設置された二段ベッド



食堂を兼ねたホール



十分な広さのあるロビー



遊歩道が整備された外構部

軽井沢少年自然の家の様子

(2) 施設概要

軽井沢少年自然の家の施設概況は以下に示すとおりです。

表 軽井沢少年自然の家 概要

項目	軽井沢少年自然の家
住所	長野県北久郡軽井沢町大字長倉字横吹 2141
竣工年	昭和 61 年
敷地面積	16924.01 m ²
延床面積	3388.47 m ²
階数	2 階
建物構造	R C 構造
客室数 (収容人数)	25 室 (270 名)
付帯施設	大ホール (バレーコート1面)

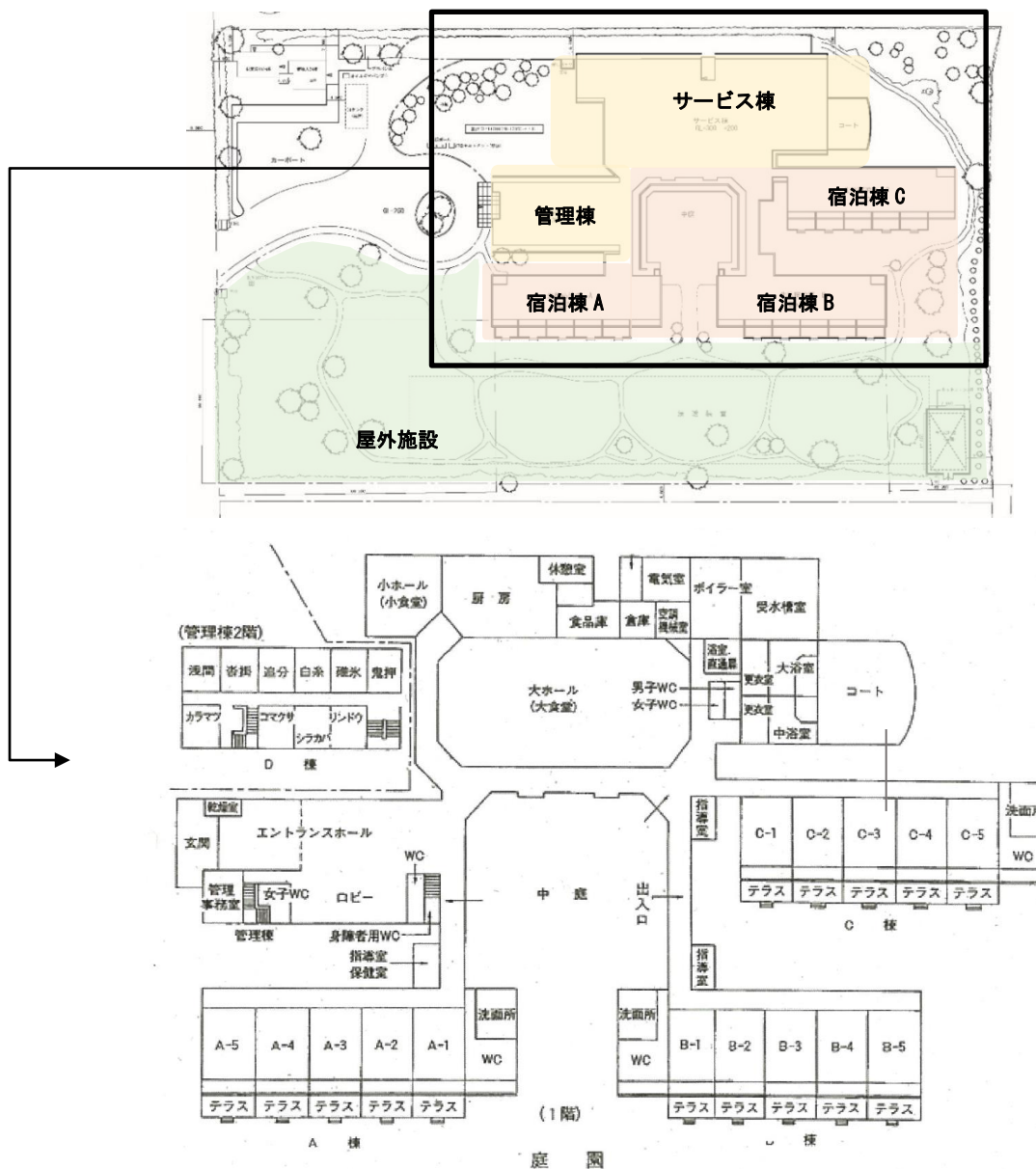


図 軽井沢少年自然の家の配置図

【参考：既存施設の諸室別面積】

※下記数値は配置図等から算出した面積であり、測定値ではありません。

屋内	(参考)現在の面積	備考
大ホール	450 m ²	【参考】バレーコート 162 m ²
小ホール	80 m ²	・備品置き及び教職員の食事、会議室として利用
宿泊部屋	750 m ²	・16人×15部屋
	270 m ²	・引率用3人×10部屋
トイレ	210 m ²	・男女共同4箇所(A~C棟、ロビー)
浴場	110 m ²	・男女別
厨房・食品庫	190 m ²	※食事場所は大ホール、小ホール
その他	1,330 m ²	・ロビー ・廊下、階段、倉庫、機械電気室
合計	3,388.47 m ² (最大収容可能人数 270名)	

屋外	(参考)現在の面積	備考
舗装部分(駐車場)	2,000 m ²	—
遊歩道部分(芝・樹木がある部分)	8,000 m ²	—
中庭	280 m ²	—
その他	3,000 m ²	—
合計	13,280 m ²	

① 建物

- 軽井沢少年自然の家の建物は、経年劣化により一部に緊急を要する修繕事項が発生しています。
- 軽井沢少年自然の家は、竣工後建物の大規模改修を行っておらず、公共施設の更新の考え方から、今後 10～20 年のうちに建て替えの検討が必要です。

【減価償却資産の法定耐用年数】

- ・RC造の減価償却資産の法定耐用年数（住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの）は、RC造の場合、47年です。この年数は物理的な耐用年数ではなく、税務上の減価償却費を算出するためのものとなっています。

出典：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）

【建物自体の耐用年数】

- ・RC造において、適切な維持管理が行われ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合は70～80年程度、さらに技術的には80～120年程度もたせるような長寿命化が可能といわれています。

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（昭和63年、社団法人日本建築学会）

【公共施設の更新の考え方】

- ・平成24年に総務省が示した公共施設の更新費用に関するレポートでは、公共施設の更新の考え方として、60年で建て替え、30年で大規模改修すると示されています。

出典：公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年 総務省自治財政局財務調査課）

- 千代田区では、老朽化が懸念される建物として築30年以上の建物に対し、順次大規模改修や改築を実施しています。

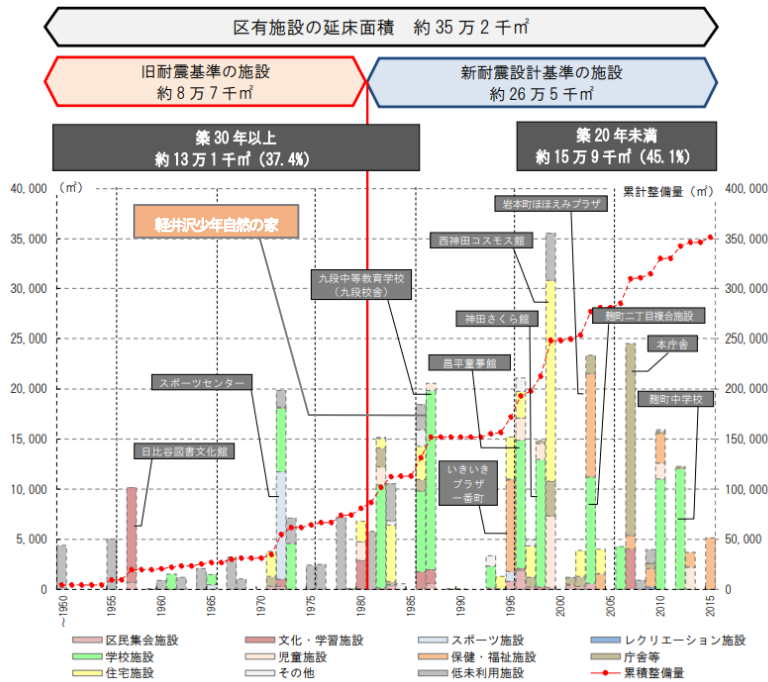


図 平成29年度 区有施設（建物）の建築年度別の分布

出典：千代田区公共施設等総合管理方針

② 設備

○建物には付属する設備があり、電気設備と機械設備の2つに大別されます。それぞれの減価償却資産の法定耐用年数は以下のとおりです。

○閉鎖した平成28年以降も設備の修繕は行われていますが、給排水、防火・消火に関する設備に劣化が生じています。また、排煙に関する一部設備について、現在の法令に適合するように新たに整備が必要なものもあります。

表 建物付属設備の減価償却資産の法定耐用年数

項目	細目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
機械設備	空気調和・換気設備	15
	給排水・衛生設備	
	昇降機設備	

出典：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）

表 軽井沢少年自然の家 設備工事履歴

築年数	年代	電気設備	機械設備			工事件名	
			冷房、暖房、通風又はボイラー設備	給排水	衛生設備		
0	1986年	—	—	—	—	千代田区軽井沢少年自然の家 竣工	
6	1992年		○			給湯用ボイラー修繕工事	
7	1993年	○				通路照明設置工事	
8	1994年		○			厨房用空調機温水コイル改修工事	
		○				照明設備増設工事	
10	1996年		○			小ホール冷暖房機設置他工事	
11	1997年		○	○		厨房給水管他改修工事	
			○			厨房用空調機温水コイル改修工事	
				○		機械室給湯管改修工事	
					○	浄化槽流量調整ポンプ取替工事	
		○			暖房用循環ポンプ改修他工事		
12	1998年				○	汚水計量槽配管取替工事	
14	2000年				○	1期施設浄化槽ポンプ取替工事	
15	2001年					○	浄化槽ブロワーポンプ分解・整備工事
						○	浄化槽改修工事
16	2002年				○	浄化槽改修工事	
17	2003年					○	I期施設浄化槽ろ材他改修工事
		○					大ホール照明安定器他取替工事
		○				大ホール照明器具改修工事	
19	2005年					○	浄化槽放流ポンプ他改修工事
		○					高圧ケーブル他改修工事
27	2013年	○				高圧電気設備更新工事	

③ 立地

○軽井沢町には、都市計画法による制限と、長野県・軽井沢町の条例による制限がかけられており、町の面積のほとんどが第一種低層住居専用地域に指定されています。第一種低層住居専用地域では、住宅、共同住宅、寄宿舍、図書館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公衆浴場、老人ホームなどの用途の建物は建築できますが、店舗、事務所、工場、ホテル・旅館などの用途の建物は建築できません。

○軽井沢自然少年自然の家は、制限の上限に近い規模で建てられており、現状の規模以上の施設を建てることはできません。

表 軽井沢町全体に係る制限

軽井沢少年自然の家に係る建築制限

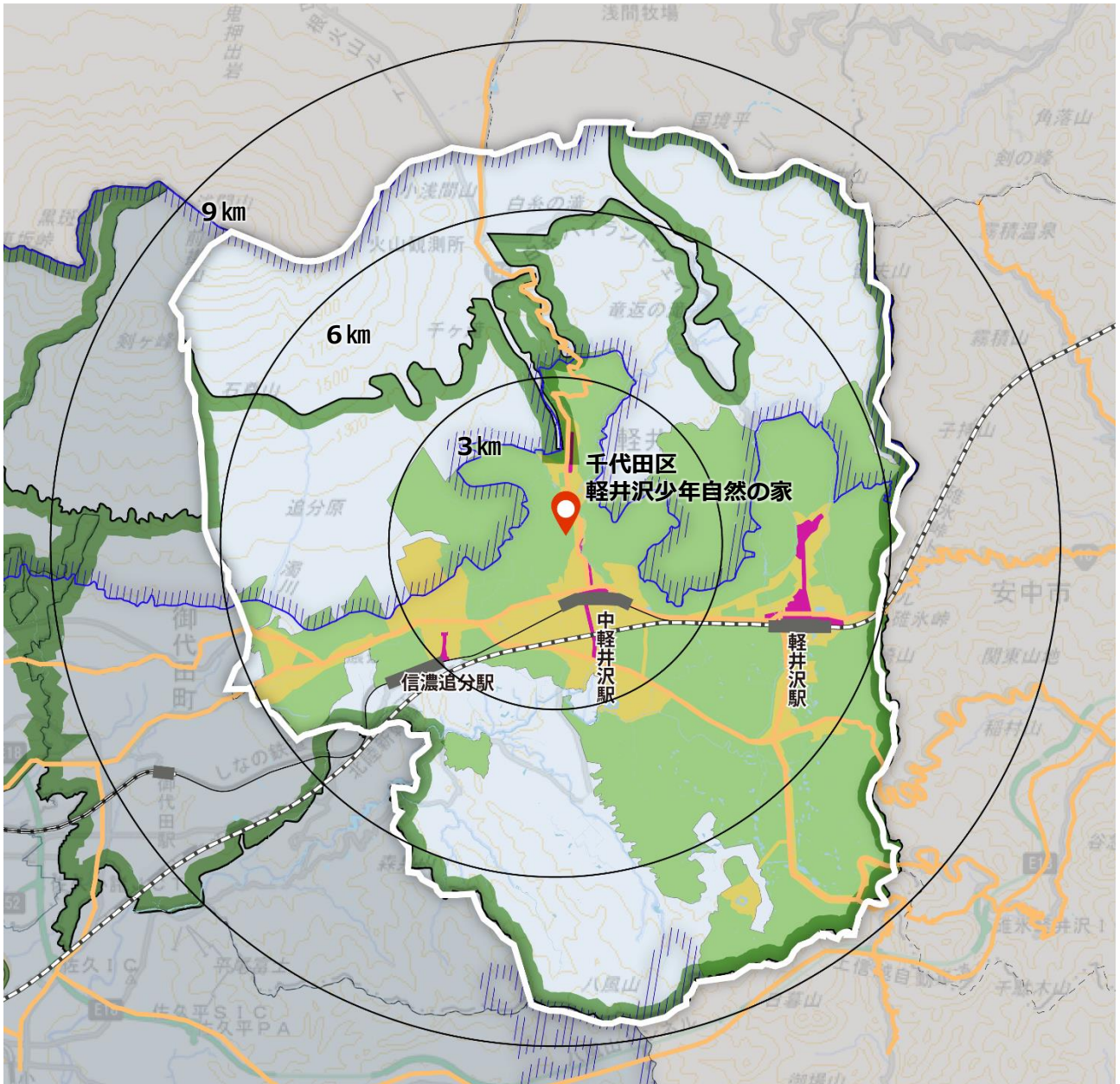
用途地域	建蔽率	容積率 /道路幅員に 乗じる数値		建物後退	高さ制限				階数	日影規制 (56条の2)			
					絶対高さ	斜線 (56条)				制限を受ける建物	測定面	隣地境界線からの 水平距離	
						道路	北側	隣地				10m以内	10m超
第1種低層住居専用地域	30% [20%]	50% [20%]	4/10	1.5m (54条)	10m以下 (55条)	1.25- 20m	1.25 +5m	隣地	[2階]	軒の高さが7mを超える建築物	1.5m	3時間	2時間
第1種住居地域 (第1種高度地区)	60%	200%	4/10	※1	10m以下 (1種高度)	1.25- 20m	1.25 +20	隣地	[2階]	最高高さが10mを超える建築物	4.0m	4時間	2.5時間
近隣商業地域 (第2種高度地区)	80%	200%	6/10	※1	13m以下 (2種高度)	1.5- 20m	2.5 +31	隣地	[3階]		4.0m	5時間	3時間
無指定	集落形成地域	50%	100%	6/10	※1	[10m以下]	1.25- 20m	1.25 +20	[2階]				
	保養地域	30% [20%]	50% [20%]	6/10	※1	[10m以下]	1.25- 20m	1.25 +20	[2階]				

※ []内は軽井沢町の自然保護対策要綱による規制

※ ()内は建築基準法による規制

表 軽井沢少年自然の家 施設の現況と建築制限の比較

項目	軽井沢少年自然の家の状況	軽井沢少年自然の家に係る建築制限
敷地面積	16924.01 m ²	
延床面積	3388.47 m ²	
建蔽率	18.6%	20%
容積率	20%	20%
建物の高さ	9.95m	10m以下
建物後退	1.5m以上 (4m)	1.5m
階数	2階	階数2以下、地階なし
建物構造	R C 構造	主要構造部が木造・鉄骨造・CB造に類する構造であること
付属・併設	大ホール	隣地境界からフェンスまで、できる限り後退し、十分な植栽を行い、騒音の防止とプライバシーの保護に努めること。



(凡例)





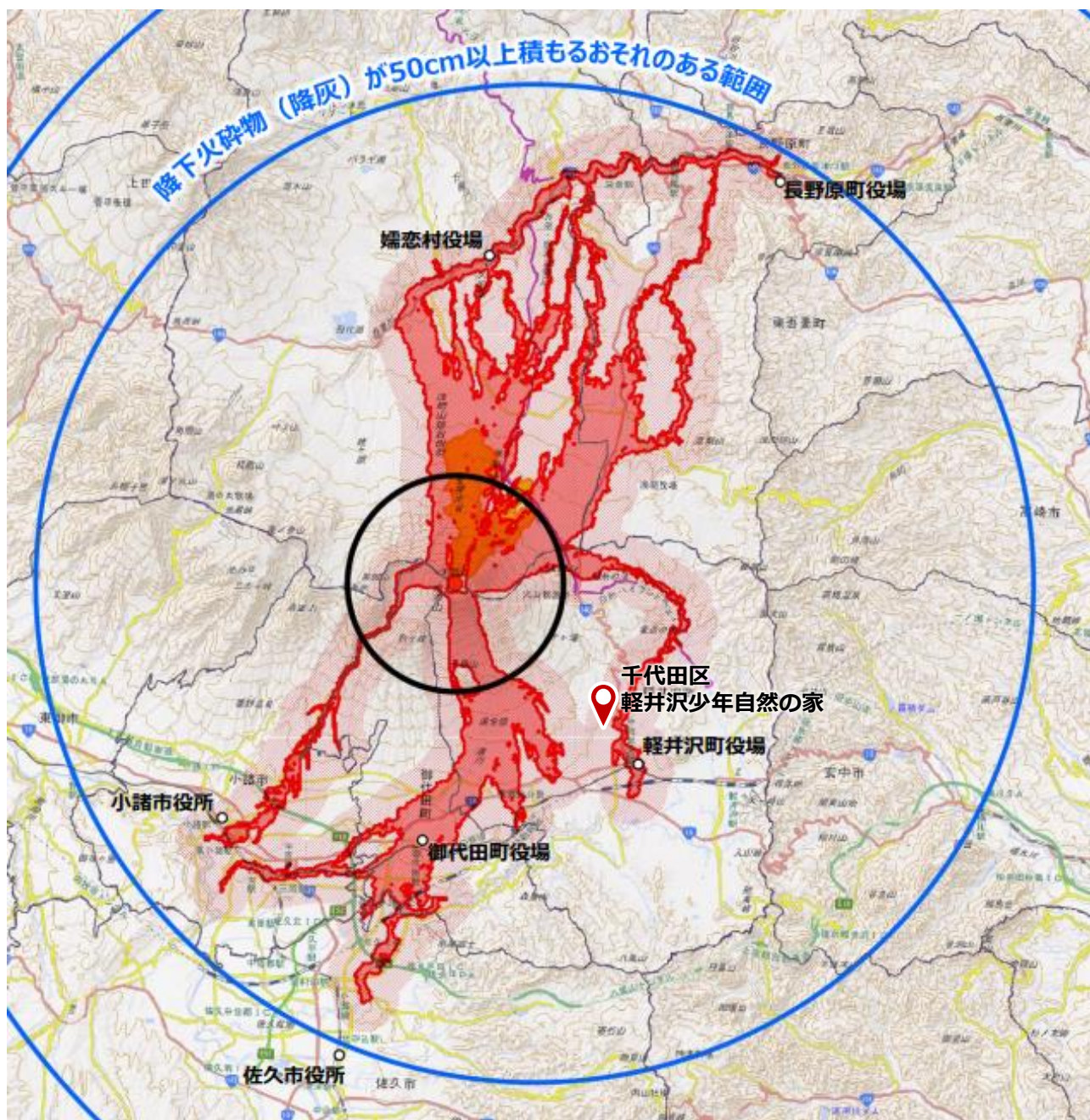
用途地域		近隣商業地域
		第一種住居地域
		第一種低層住居専用地域
自然公園法に係る区域		上信越高原国立公園
景観計画に係る区域		浅間山景観育成重点地域
		長野県景観計画

図 軽井沢町の土地利用条件

○軽井沢少年自然の家は、三重式成層火山である浅間山の南麓に位置しています。



(凡例)





	大きな噴石が飛んでくる 予測範囲
	降下火砕物
	火砕流
	火砕サージ

図 軽井沢町 浅間山大規模噴火のハザードマップ

出典：軽井沢町ホームページ

- 軽井沢少年自然の家の真向かいには、区内在住・在勤・在学者の生涯学習の研修や余暇のための施設であるメレーズ軽井沢が立地しています。
- 最寄り駅の「中軽井沢駅」から施設周辺までのバス路線は3系統あり、休日は一日 20 本程度運行しています。また、草津市からのバスも経由しており、多方面からのアクセスが可能です。
- 500m圏内には温泉施設があり、サイクリングコースとしても親しまれている「千メートル林道」、クリやミズナラ、カラマツなどが茂る国設の森である「野鳥の森」が位置しています。
- 最寄りのスキー施設までは車で 30 分以内、公共交通機関でも 1 時間以内のアクセスが可能です。



図 軽井沢少年自然の家 周辺の様子

凡例	
	バス路線
	主要な道路

「参考：メレーズ軽井沢」

平成5年に竣工したメレーズ軽井沢は、共同の浴場と食堂があるパブリック棟と4つのコテージで構成されています。



共用部の様子



コテージの様子

客室稼働率：18-28%（平成28～平成30年度）

宿泊定員数：45人

室数：全8室（パブリック棟（本館）内和室4室・コテージ4棟）



メレーズ軽井沢 配置図

(3) 軽井沢町について

①自然資源

【地形：浅間山をはじめとした特有の自然環境】

○軽井沢町は、浅間山（標高 2,568m）の南東斜面、標高 900～1,000m地点に広がる高原の町です。町のシンボリック的存在である浅間山は、日本を代表する三重式成層活火山で、昭和 40 年代までは毎年のように噴火活動を繰り返し、独特の風景を生み出してきました。東から南にかけては、鼻曲山、留夫山、矢ヶ崎山、八風山などの 1,000m級 の山々が連なり、これらの山間を碓氷峠や入山峠、和美峠などが結んでいます。西側はなだらかな傾斜が続き、佐久平へと続いています。



軽井沢町の地理的特徴

出典：国土地理院地図

○軽井沢高原の地形と地層を見ると、浅間山の南麓の緩斜面で、噴出した火山礫や火山灰土が地表をおおひ、さらに地下には軽石層が厚く堆積しています。そのため、相当量の降水があっても、地下に浸透するため、さっぱりとした空気を感ずることができます。



豊かな自然資源

出典：軽井沢町ホームページ

【気候：真夏でも過ごしやすい気温】

○軽井沢町は真夏でも涼しい高冷地気候です。東京では日中の最高気温が 25℃以上になる「夏日」が 106 日間も続きますが、軽井沢の 8 月の日最高気温は 26.3℃で、東京の日最高気温と比べて 5℃程度低くなっています。これは東京の 5 月下旬から 6 月上旬にかけての気温になります。

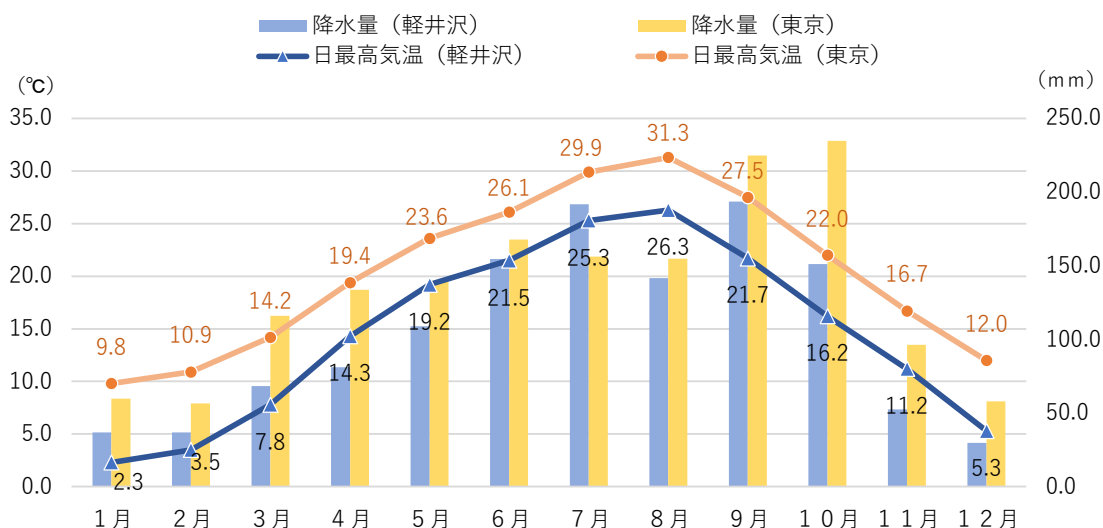


図 過去 10 年間の日最高気温と降水量の推移

出典：気象庁

② 歴史・産業に関する資源

【国際：国際親善都市としての認知】

○軽井沢町は宣教師によって保健と勉学の適地として見いだされ、町はその環境を守り続けてきました。その精神は現在にまで受け継がれ、軽井沢町民憲章として、軽井沢町の人々の根底を支えています。軽井沢町の現在まで残る風景や自然は、町の人々の心によって守られてきたものです。

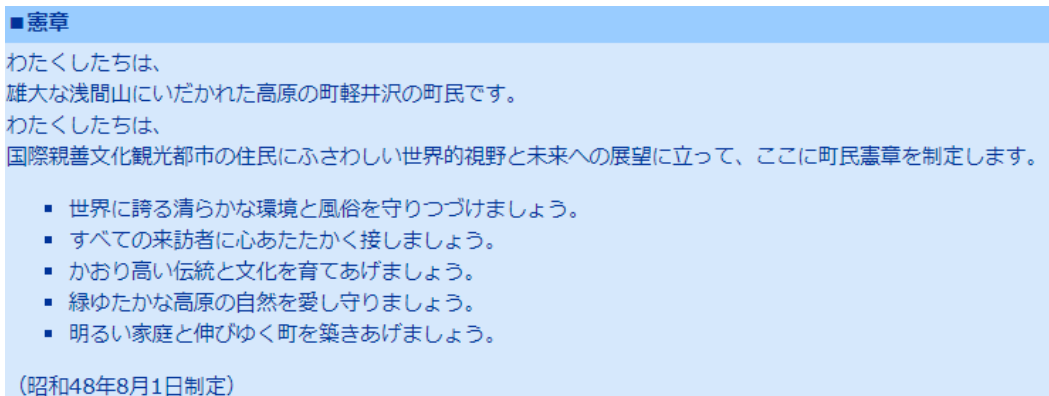


図 軽井沢町民憲章

○軽井沢町は、文化観光施設の整備を充実させ、外国人客の誘致を図るため、昭和26年に「軽井沢国際親善文化観光都市建設法」を制定しました。これは、軽井沢町のみを対象とした法律であり、世界でまれに見る高原を持つ優れた保健休養地であり、国際親善に貢献する軽井沢の地域開発について法的に規定したものです。

以降、五輪競技会場への選定、国際アカデミー等の国際的なイベントの運営等、国際交流の場として活用されています。

【景観：歴史的景観の保全】

○軽井沢町は、かつて交通の要所として栄えた宿場町であり、現在も建物が残されています。

その他、文学記念館や外務省の出張所を持っていたホテルなどが町内には多く残されています。

○そうした建物や自然のある美しい景観を守るために、景観条例等を制定しており、宿場町、外交の地としての歴史を残しています。



町指定重要文化財 旧スイス公使館



国指定重要文化財 旧三笠ホテル

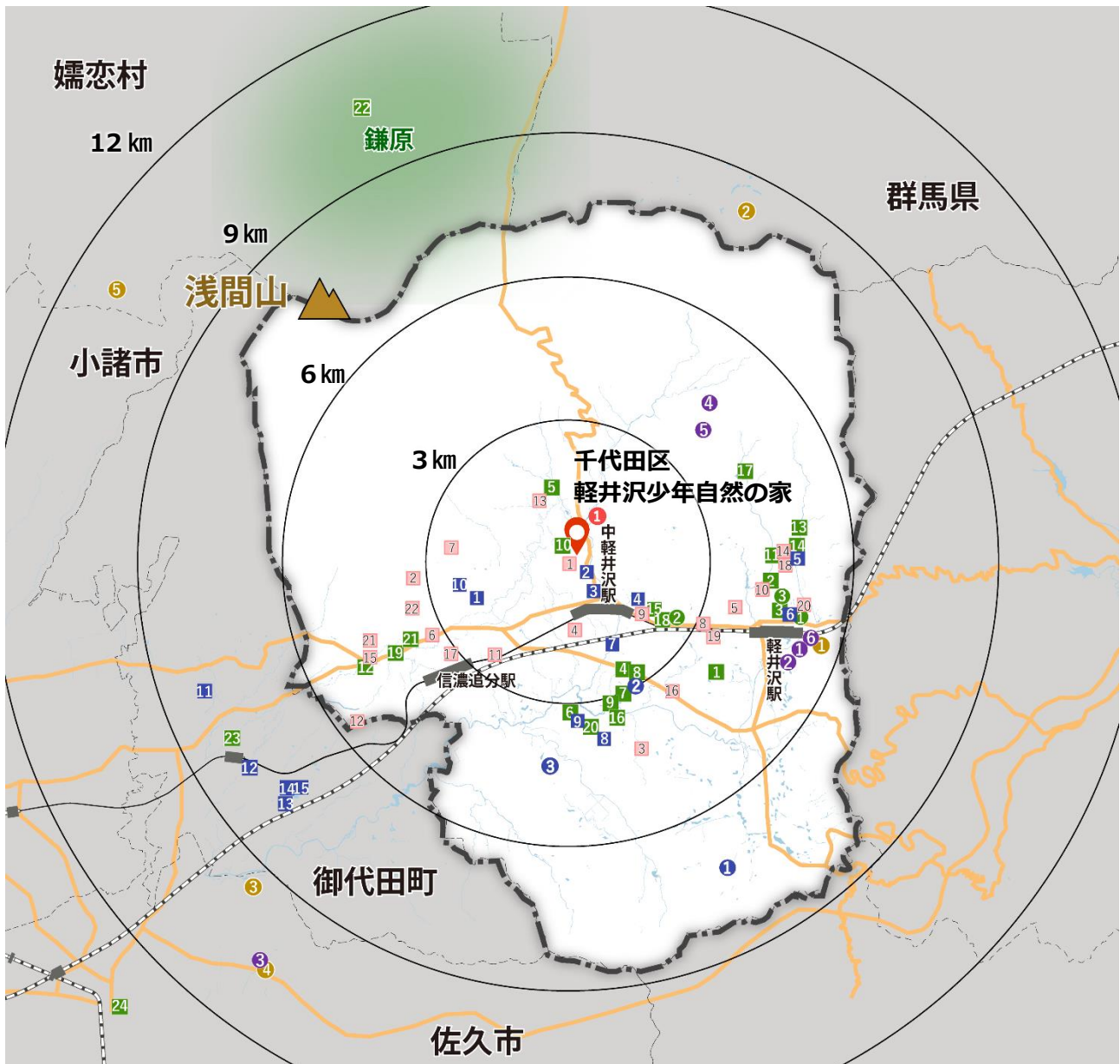
軽井沢町教育委員会提供

【産業：風土を生かした産業】

○軽井沢町の寒冷な気候で育てることができる「霜下野菜」をはじめとした農産業が発展しており、産業体験や交流ができる施設も整備されています。

③ 教育・その他に関する資源

○軽井沢少年自然の家の周辺には、広いグラウンドや本格的なアイススケートができる施設を持った公園や大学の研究機関等の教育機関があります。



凡例	
公的施設	
■	運動施設 (公園・体育館等)
■	教育・大学関連施設
■	その他文化施設
民間施設	
●	運動施設
●	アクティビティ施設
●	スキー場
●	教育関連施設
●	その他文化施設

図 軽井沢少年自然の家・周辺の主な公的施設・運動施設の配置状況

分類	番号	施設名	施設内機能	
公的施設	1	浅間ふれあい公園	グラウンド	
	2	長倉北公園	グラウンド	
	3	狩野公園	グラウンド	
	4	軽井沢町屋内多目的運動場 体育館	体育館	
	5	諏訪ノ森公園	グラウンド	
	6	軽井沢矢ヶ崎公園	運動広場	
	7	湯川ふるさと公園	フットサル、緑地公園	
	運動施設	8	軽井沢風越公園	通年型アイスリンク、屋外テニスコート、室内プール、総合体育館、カーリングホール、ローラスケート場・フットサルコート（夏季限定）、屋外スケートリンク（冬季限定）、グラウンド（軟式野球、ソフトボール、サッカー）
		9	風越夫婦石マレットゴルフ場	ゴルフ場
		10	大日向運動場	軟式野球・ソフトボール 限定
		11	やまゆり公園つどい広場	グラウンド
		12	龍神の杜公園	グラウンド
		13	雪窓公園	野球・多目的グラウンド
		14	御代田町B & G海洋センター	体育館
		15	御代田町ヘルスバイオニアセンター	フットサル場
教育関連施設		1	中野区少年自然の家	
		2	練馬区立少年自然の家	
	3	軽井沢風越学園		
	4	軽井沢中部小学校		
	5	軽井沢東部小学校		
	6	軽井沢西部小学校		
	7	UWC ISAK Japan		
	8	軽井沢高等学校		
	9	軽井沢中学校		
大学関連施設	10	日本女子大学 三泉寮		
	11	信州大学社会基盤研究所		
	12	立正大学 学園軽井沢研修所		
	13	立教女学院		
	14	千葉工業大学 山の家		
	15	東洋英和女学院追分寮		
	16	武蔵野音楽大学軽井沢高原研修センター		
	17	成城学園白樺荘		
	18	金城学院軽井沢スマイスハウス		
	19	日本大学 軽井沢研修所		
	20	共立女子学園研修センター軽井沢寮		
	21	青山学院高等部追分寮		
	22	早稲田大学軽井沢セミナーハウス		
その他文化施設	1	中央工学校南ヶ丘美術館・三五荘資料館		
	2	脇田美術館		
	3	小さな美術館 軽井沢草花館		
	4	軽井沢千住博美術館		
	5	セゾン現代美術館		
	6	ルヴァン美術館		
	7	軽井沢絵本の森美術館		
	8	深沢紅子野の花美術館		
	9	ペイネ美術館		
	10	田崎美術館		
	11	トリックアートミュージアム軽井沢		
	12	中山道69次資料館		
	13	ショーハウス記念館	文化財	
	14	室生犀星記念館		
	15	旧近衛文麿別荘		
	16	エルツおもちゃ博物館・軽井沢		
	17	旧三笠ホテル	文化財	
	18	軽井沢町歴史民俗資料館		
	19	堀辰雄文学記念館	文学記念館	
	20	軽井沢植物園 展示館		
	21	追分宿郷土館		
	22	鬼押し出し園	ジオパーク	
	23	浅間縄文ミュージアム	総合博物館	
	24	佐久市子ども未来館	科学館	

分類	番号	施設名	施設内機能
民間施設	運動施設	1 軽井沢レイクガーデン	課外活動
		2 軽井沢タリアセン	テニスコート
		3 軽井沢乗馬倶楽部	乗馬体験
	アクティビティ施設	1 アミーチアドベンチャー軽井沢 AMICI ADVENTURE KARUIZAWA	ツリートレッキング
		2 軽井沢あそびの森	ジップライン
		3 アスレチック広場 ハイウェイオアシス パラダ	トレッキング
		4 アウルアドベンチャー	スカイアスレチック
		5 ライジングフィールド軽井沢	スカイアスレチック
		6 ジップラインアドベンチャー軽井沢	ジップライン
	スキー場	1 軽井沢プリンスホテルスキー場	
		2 軽井沢スノーパーク	
		3 佐久スキーガーデン パラダ	
		4 南パラダ	
		5 高峰マウンテンパーク	
	連教育施設	1 野鳥の森 ビッキオ	環境教育、エコツーリズムサポート
	その他文化施設	1 軽井沢大賀ホール	
		2 軽井沢現代美術館	
		3 軽井沢ニューアートミュージアム	

【大学の研究機関とも協力した教育環境の充実】

○軽井沢町では、教育の交流、人材育成、地域教育環境の充実及び活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展のため、信州大学社会基盤研究所、学校法人軽井沢風越学園の3者間で覚書を締結しました。現在、互いに連携、協力して、教員研修や免許更新等の講習を行うなど、教員の利便性向上のための体制、環境整備を進めています。

【地域交流体験の場の形成】

○地域住民だけでなく、観光客や別荘地の住民にも軽井沢町の農業を周知することを目的に軽井沢町と生産者団体、JA 等が協力して軽井沢発地市庭を建設しました。「食をテーマにした新しい生活提案の場」としてつくられた高原野菜の直売所であり、そば打ち体験等を通じて、軽井沢町の風景や暮らし方に触れることができます。

○軽井沢少年自然の家の最寄り駅である中軽井沢駅は、平成 24 年に大規模改修により、「くっつけテラス」や「中軽井沢図書館」が併設され、地域交流の拠点となっています。



軽井沢発地市庭

出典：軽井沢発地市場 HP



中軽井沢駅

【製氷業に支えられた本格的なスポーツ環境の完備】

○気候や立地から、テニスコート・ゴルフ場の適地であり、スポーツ文化が発展しています。1964年の東京オリンピックでは「総合馬術競技」の会場、1998年の長野オリンピック冬季大会では「カーリング競技」の会場と、夏・冬通じてオリンピック会場に選定されました。現在もテニスコートは民間所有も含めて24か所程度あり、また、全国有数のゴルフ場を保有しています。

○製氷業が盛んであった歴史から、スケートが発展し、国際的にも広く認知されてきました。軽井沢風越公園内には、通年カーリングができる「軽井沢アイスパーク」と国際公認の本格的な屋外スケートリンクである「屋外スケートリンク」があります。

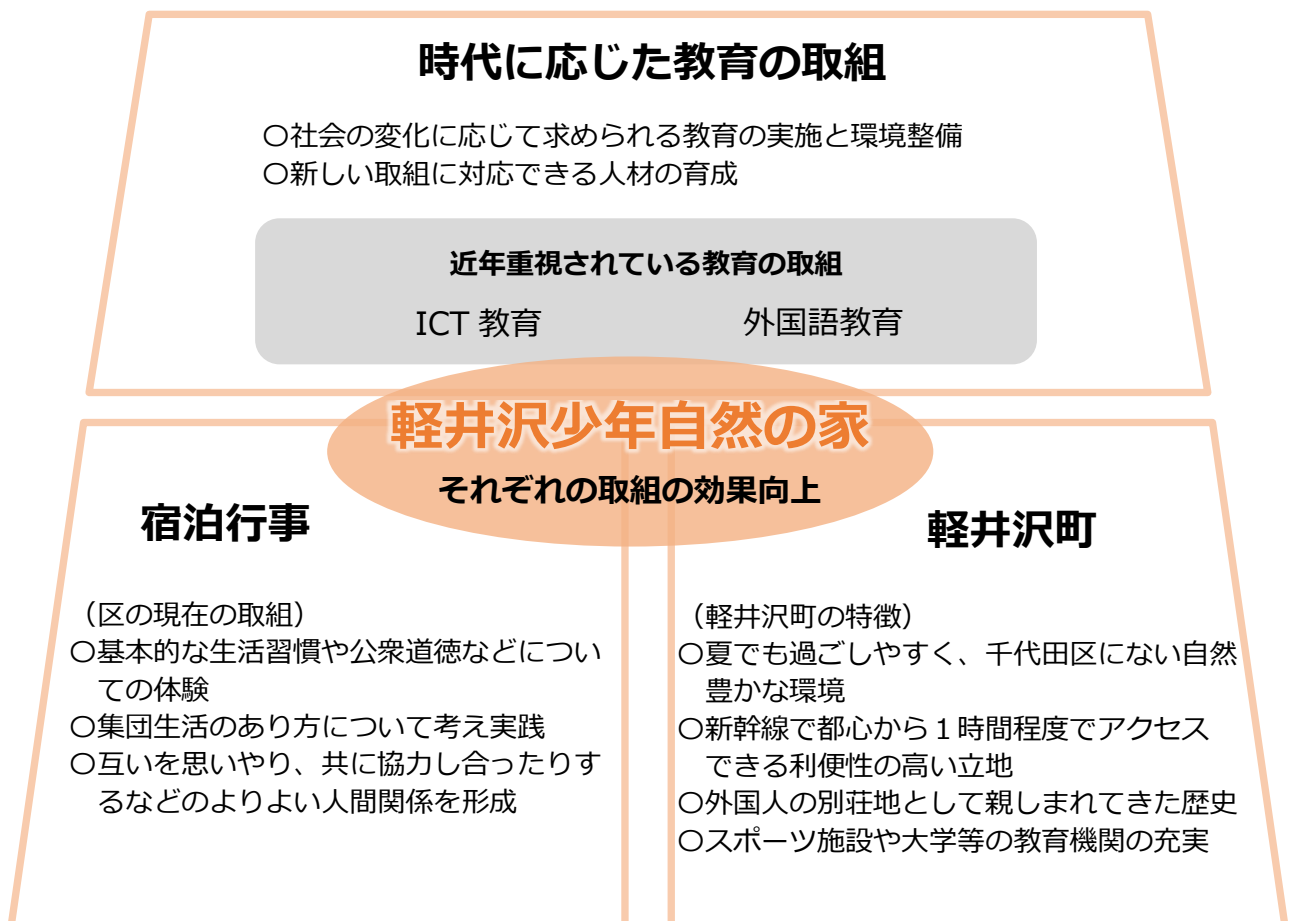
3. 軽井沢少年自然の家 利活用方針

(1) 軽井沢少年自然の家の役割

区では従前から、宿泊行事を通して「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむ体験」、「集団への所属感や連帯感の育成、望ましい人間関係づくり」等を目指しており、他地域との交流を通じて行事の充実を図ってきました。

また、近年の教育動向をみると、ICT教育や外国語教育が重視されており、区においてもこれらの取組を推進しています。今後も、社会は変化し続け、その度に、新たな教育の取組が求められます。こうした時代の変化に柔軟に対応した取組や体験を実現できる環境と体制づくりが重要です。

そこで、軽井沢少年自然の家を、軽井沢町の多様な資源と、従前からの取組である宿泊行事、時代に応じて求められる教育の取組をつなぎ、学習効果を高める役割を担う施設として、活用を検討します。それぞれの取組を個々に実施するのではなく、横断的に実施することで取組の効果向上につなげます。



現状の振り返り

活用方法に関すること

○軽井沢町の現状

- ・軽井沢町は、夏でも過ごしやすく、自然豊かな環境であり、多様な歴史的・文化的資源がある
- ・大学の研究機関をはじめとした教育機関が集積している
- ・様々なウィンタースポーツができる公園等、大規模な公園や多様な運動施設が立地している

○国・都の教育動向

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、全教育活動でカリキュラム・マネジメントを実施している
- ・「人生100年時代」や「Society5.0」といった課題に対応できる人材の育成が求められている
- ・一人ひとりに対応したICTを活用した教育、グローバル化への対応を推進しており、それに対応できる教員の育成が求められている

○千代田区の教育動向

- ・GIGAスクール構想や国際理解教育を推進している
- ・体験を深めるICT教育の充実、外国語教育の充実、頭と体を使う自然体験等の体験活動の充実、教員の実習・研修の実施が求められている

施設整備に関すること

○現代の生活様式との不一致

- ・築30年以上経過しており、建物の老朽化が懸念されている
- ・休館以降、継続して維持管理を行っているものの、継続利用が可能か不明
- ・現在の生活様式との不適合や、衛生面の問題により、学校利用がしづらい

○町全体に対する厳しい建築制限

- ・都市計画法による制限と、長野県・軽井沢町の条例等による制限を受ける
- ・現在は建築制限の上限に近い規模で建てられており、現状以上の規模の建物は建設できない

○ニーズに応じた柔軟な対応が必要

- ・屋内は、多様な活動にも対応できるスペースが求められている
- ・屋外にある緑豊かな広場の有効活用が求められている

現状・課題のまとめ

体験学習の充実

- 自然体験をはじめとした体験学習は、引き続き重視し、特別な体験をしたという感想にとどまることのないよう、事前・事後の学習、体験の発信を取り入れる等、その後の生活へも生きるように学習の高度化を図ることが必要
- 軽井沢町環境を活かしつつ、様々な学習につながる分野横断的なプログラムの実施が必要

時代に応じた教育の実現

- グローバル化、様々な技術革新等、千代田区の子どもたちを取り巻く環境の変化に応じて求められる教育に取り組むことが必要
- 近年重視されている、情報を適切に収集し、自ら判断できる力を培うICT教育や異文化や自国文化に対する理解を深め、主体的にコミュニケーションがとれる外国語教育の推進が必要
- 時代に応じた教育課題に対応できる教員の育成や組織連携の推進が必要

多様な活用が可能な施設への改善

- 現代の生活様式と不適合な部分や衛生面に問題がある箇所は、大規模な改修が必要
- 様々な体験学習が実現でき、軽井沢町の教育機関等にも貢献できるように、新たな施設の整備が必要
- バリアフリーや、ユニバーサルデザインへ対応し誰もが利用しやすい施設への改善が必要
- 広い屋外スペースを活用しつつ、軽井沢町ならではの運動施設や教育機関と連携して機能の拡大を図ることが必要

軽井沢少年自然の家の役割

軽井沢の資源の活用による 高度な学習の実現

軽井沢にある自然環境やスポーツ施設、歴史といった多様な資源を活用して学習の効果を高める

時代に応じた学習の実現

年齢、学習熟度に応じた、分野横断的なプログラム、研修事業に対応する

都心部の子どもたちにとって貴重な自然体験学習の充実に加え、ICT教育や外国語教育といった社会の変化に応じた学習を推進する

充実した宿泊行事の実現

宿泊行事の目的である、身辺自立や人間関係の形成が図られるよう、過ごしやすい、活用しやすい施設を提供する

軽井沢少年自然の家 利活用の方針

軽井沢町の豊かな資源を活かした 未来を担う人を育む 体験学習の拠点づくり

～持続可能な社会の実現をめざして～

活用方針

軽井沢町ならではの体験、 時代に応じた教育課題への対応

- 軽井沢の自然環境を活かした体験学習の充実と、社会の変化に応じた教育の実現を図るため、特に、近年重視されている、ICT教育、外国語教育の推進等、高度な取組を実現する。
- 時代に応じた取組に対応できる教員を育成するため、研修事業の充実を目指す。

整備方針

誰もが使いやすく柔軟に 活用できる施設づくり

- ユニバーサルデザインと区民のニーズに対応した、誰もが安心・安全に活用できる宿泊機能を整備する。
- 軽井沢町にある資源を活用することを前提に、屋内外に必要な機能を効果的に配置する。

4. 活用方針実現のための取組

(1) 軽井沢少年自然の家における活動の展開の考え方

「軽井沢少年自然の家活用の方針」の実現に向け、多様なプログラムの実施を可能とします。

また、宿泊行事の限られた期間にとどまらず、学年、学校の枠を超えた長期間での学習プログラムの実施も考えられます。

① 軽井沢町の多様な資源を生かした展開

軽井沢町には、前述のとおり、千代田区から一時間程度の移動時間でありながら、浅間山をはじめとした特有の自然があります。

軽井沢町の環境を通じて、千代田区らしさを再認識できる取組を展開します。また、軽井沢町の歴史・文化への理解を深めることで、多様性の理解を進められるよう、プログラムを構築します。

また、自身の考えを発信、相手の考えを受け入れることで他者理解、自己理解を深める取組を取り入れます。

② 持続可能な社会の実現に根差した展開

軽井沢少年自然の家での取組を、宿泊事業という短期間で完結させず、小学校から中学校に至るまで一貫したテーマを設ける等、長期間に渡る学習過程の1つとして軽井沢少年自然の家での取組を位置づけます。

特別な体験をしたという感想にとどまることがないように、普段の学習で得た知識や成果を軽井沢少年の自然の家で試すことができるようなプログラムを実施し、段階的に取組を深めていきます。

③ 各学校の特色に応じた展開

軽井沢町ならではの体験学習や時代に応じた教育課題への対応といった活用方針に掲げる事項を共通事項としつつ、各校が行うプログラムは、各校の特色に応じて選択します。

(2) プログラムの視点

軽井沢少年自然の家で行うプログラムを検討するにあたり、区民ニーズ等を把握するため、区立学校に通学する児童・生徒の保護者（以下、「保護者」という。）、区立学校の教職員（以下、「教職員」という。）に対してアンケート調査を行い、実現が期待されるプログラムの視点を整理しました。

■ 各関係者の意見

令和3・4年までに検討した視点

- 軽井沢にある自然環境やスポーツ施設、歴史資源の活用
- 子どもたちにとって貴重な自然体験学習の充実
- ICT教育や外国語教育といった社会の変化に応じた学習を推進
- 教員育成のための研修事業の充実
- 軽井沢町をはじめ、周辺の自治体や教育機関とも連携したリカレント教育、生涯学習への活用

保護者アンケートの主な意見

- 周囲と協力する力、冒険心、探究心を身に付ける
- 集団生活での行動や時間遵守の力
- 自然体験活動
- 校外学習ならではの環境を活かした体験
- 英語に特化、活用した取組
- 子どもが自主的に行動計画を立て、実施する班別行動学習
- チームビルディングの取組

教職員の主な意見

- 分野横断的な英語の活用
- オンラインも活用した海外や地域、他の学校等との交流活動
- 現地の方との交流を兼ねた出前講座
- 天体観測や自然観察、キャンプ、野外活動
- 施設内における親睦を深め、達成感を体験できる取組の充実
- ICTを活用した学習
- 合宿、研修事業の充実
- 部活動合宿やスキー等の運動、レクリエーションの活動
- 自然を生かしたオリエンテーリングの実施

■ プログラムの視点

① 軽井沢町の豊かな自然環境を活かした
自然体験・環境学習

② 校外学習ならではの
体験活動

③ チームのパフォーマンスを高める**チームビルディング**を目的とした活動

④ 軽井沢町や海外等の多様な主体との**交流活動**

⑤ 軽井沢町の施設、資源を活用した**歴史・産業学習**

⑥ **英語学習**に特化した取組

⑦ 教員育成や部活動などの**宿泊研修・合宿**

5. 整備方針実現のための取組

多様なプログラムの実現に向けて、ICT 環境をはじめとした、施設の整備が必要です。緑豊かな環境である屋外のさらなる活用を図りつつ、千代田区の子どもたちにとって充実した宿泊行事になるよう屋内の施設を整備します。

整備方針

誰もが使いやすく柔軟に活用できる施設

- ユニバーサルデザインと区民のニーズに対応した、誰もが安心・安全に活用できる宿泊機能を整備する。
- 軽井沢町にある資源を活用することを前提に、屋内外に必要な機能を効果的に配置する。

敷地全体

- 段差を無くし、誰もが利用しやすい仕様とする。
- 宿泊者の安全を確保するセキュリティ、鳥獣対策を実施する。
- オープンでフレキシブルな活用を可能にするとともに、ICT 環境を完備する。

屋内施設

学校利用を第一に考えた施設整備

- 自然環境を感じながら過ごせるよう配慮しつつ屋内外の連動を確保
- 施設全体に死角がなく、目が行き届く環境の整備
- 環境適応が困難な生徒が安心できる空間の確保
- 軽井沢の気候に対応した冷暖房の完備

安全・安心に過ごせる宿泊機能の整備

- 現代の生活様式に対応し、十分に休養できる環境の整備

プログラム実現に向けた整備

- 人数や活動内容に応じてフレキシブルに活用できるような諸室の整備
- 活動に必要な音響設備、防音の整備

屋外施設

体験活動の充実

- 自然を感じられ、校外施設ならではの体験ができる空間の整備

6. 必要な機能の整理

6-1 機能の整理

プログラムの実現と整備方針の実現にあたっては、以下のような機能が必要と考えられます。

		必要な機能	現状の課題・要望	会議での主な意見
活動に必要な機能	大ホール	<ul style="list-style-type: none"> 1 学年程度の大人数での活動ができるスペース (チームビルディング、部活動、地元の学校等との交流活動等) 	<ul style="list-style-type: none"> 食堂と併用しており、衛生面が懸念 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション等のグループ活動や全員が集まって集会ができる場所が必要
	中ホール	<ul style="list-style-type: none"> 1 学級程度の人数で活動ができるスペース (地域との交流活動、勉強合宿、研修事業等) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 自由に移動できるような備品を整備 勉強合宿では、小規模な単位で活動できる部屋や仕切りがあるとよい
	ワークスペース	<ul style="list-style-type: none"> 4～6 名程度の少人数でグループ活動ができるスペース (班別行動学習、ワークショップ等) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 小さな部屋に区切らず、オープンでリラックスしたフレキシブルに使える広い空間を活用していく
	野外活動	<ul style="list-style-type: none"> 飯盒炊さん、キャンプ、オリエンテーリング、運動場等 プロジェクトアドベンチャー 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に大規模な公園や運動場が立地しており、活用の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内と屋外の連動性が確保できるとよい 自然の中にグループで活動できるようなスペースがあるとよい
宿泊に必要な機能	宿泊部屋	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の確保 学習活動などにも柔軟に活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 高さのある二段ベッドのため落下の危険性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の建物のコンセプトが現代と不一致、生活する上でのストレスが減るとよい 医療的ケアが必要な子どもの宿泊にもある程度対応できる部屋があるとよい 児童・生徒はもちろん、引率教員等も十分な休養がとれる施設を確保
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 多様性への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 男女別になっていない 	<ul style="list-style-type: none"> 各宿泊部屋に設けるとともに、共同のトイレもあった方がよい
	洗面台	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊人数に見合った規模の確保 	—	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染防止をしつつ、各宿泊部屋内・共同の場があるとよい
	浴場	<ul style="list-style-type: none"> 多様性への配慮 宿泊可能人数に見合った規模の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 複数校・集団で宿泊時の運用が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 引率教員や事情のある子どもたちもスムーズに入浴できるような施設 (小浴場・シャワーブースなど) が必要
	飲食	<ul style="list-style-type: none"> 衛生面の確保 宿泊可能人数に見合った規模の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館と併用しており、衛生面が懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 食堂とホールの分離は、実現できるとよい
その他	<ul style="list-style-type: none"> 備品等を管理するためのスペースを必要に応じて配置 Wi-Fi 等通信環境の整備 施設全体のバリアフリー化 	—	<ul style="list-style-type: none"> 発表や情報共有ができるスペースが必要 施設全体に死角がないようにしつつ、環境適応が困難な生徒が安心できるような空間の確保 	

6-2 想定される利用人数

各機能の整備方針を検討するにあたり、想定される利用人数を以下のとおり想定しています。千代田区内の学級編制等から、部屋数や各部屋の定員数を検討していきます。

想定する 利用人数	想定宿泊人数 170名
	最大収容可能人数 220名程度
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒 : 160名 (1校での利用を前提、1学年の人数が最も多い九段中等教育学校を想定) ・引率の教員等 : 10名
	<small>※部屋数不足の場合は、メレーズ軽井沢の活用も検討 ※児童数の少ない学校は2校合同で利用する場合も考えられる</small>

【参考：千代田区内の小・中・中等教育学校別 学級数 一覧（令和4年5月1日現在）】

※ 中等教育学校…一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校

[小学校]

学校名		学年						計
		1	2	3	4	5	6	
麴町小学校	学級数	3	4	3	3	3	3	19
	児童数	84	106	98	108	84	91	571
九段小学校	学級数	3	3	3	3	2	3	17
	児童数	75	90	87	88	69	91	500
番町小学校	学級数	3	2	3	2	2	2	14
	児童数	78	62	75	66	69	72	422
富士見小学校 (特別支援学級 知的障害 1学級含む)	学級数	2	3	3	3	2	2	15
	児童数	71	99	84	84	81	68	487
お茶の水小学校	学級数	2	2	2	2	1	2	11
	児童数	58	59	47	50	35	54	303
千代田小学校 (特別支援学級 知的障害 4学級含む)	学級数	2	2	2	2	2	2	12
	児童数	48	61	55	56	44	47	311
昌平小学校	学級数	2	2	1	2	1	1	9
	児童数	45	54	33	48	33	41	254
和泉小学校	学級数	3	2	2	2	2	2	13
	児童数	74	68	64	55	53	45	359

[中学校]

学校名		学年			計
		1	2	3	
麴町中学校	学級数	4	5	6	15
	児童数	129	163	239	531
神田一橋中学校	学級数	3	3	2	8
	児童数	90	88	53	231

[中等教育学校]

学校名		学級数						計
		1	2	3	4	5	6	
九段中等教育学校	学級数	4	4	4	4	4	4	24
	児童数	161	158	159	151	149	147	925

6-3 活動に必要な機能別の内容

会議のご意見や、実現をめざすプログラムを踏まえ、各機能別の具体的な整備方針を整理しました。

(1) 大ホール・中ホール

【整備方針】

- 学級ごとに分かれて同時に活動できるようにするため、大ホールを間仕切り等で分割可能にするなどの方法も取り入れつつ、必要な室数、面積を確保する。ICT環境、音響設備を整備し、ディスカッションやプレゼンテーションを効果的に実施し、学習の高度化を実現する。
- 大ホールは、1学年程度の人数で全体集会や、チームビルディングを目的としたレクリエーション、雨天時に屋内スポーツをすることができるよう、500㎡程度を確保する。
- 中ホールは、グループの規模や活動内容に合わせて自由に移動できる可動式の備品の配置や、間仕切りで部屋を分割できるなど、フレキシブルな活用を可能にする。

【整備イメージ】



ICT環境を完備した運動できる大ホール



出典：横浜市少年自然の家
赤城林間学園



大ホールを分割できる間仕切り



研修事業、複数のグループに分かれての作業ができる中ホール



出典：千代田区立九段中等教育学校 HP



出典：千代田区立九段中等教育
学校 HP

場面に応じて自由に
レイアウトできる備品

(3) ワークスペース

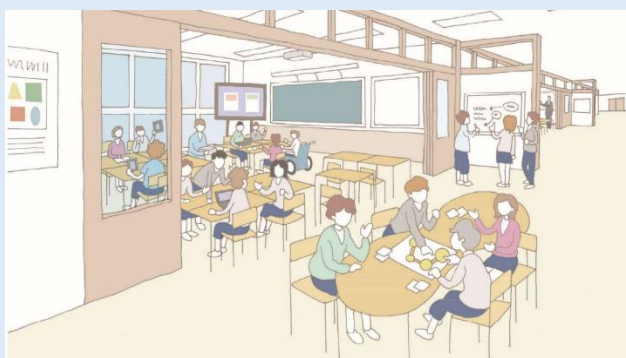
【整備方針】

- 個別に部屋を設けず、オープンスペースとして整備し、リラックスした空間で多様な使い方ができる面積を確保する。
- 4～6名のグループワークの実施、多様な人と交流できる機会を創出し、コミュニケーション力を養う。
- 複数人で利用できるスペースに加え、一人で集中して取り組めるスペースを確保し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。

【整備イメージ】



個別・グループでも活用可能



自由な使い方ができるオープンスペース

出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（文部科学省）

(4) 屋外

【整備方針】

- 1学年程度の人数が、飯盒炊さん、キャンプ等の活動やプロジェクトアドベンチャー等ができる面積を確保し、整備する。
- 軽井沢町の自然環境を活かし、安全性、視認性を確保しつつ、屋外でもグループ活動ができるような設備を設ける。また、屋内と屋外が連動して活動できるような設備を設ける。

【整備イメージ】



プロジェクトアドベンチャー



出典：千葉市少年自然の家
野外炊飯施設



屋外でもグループ活動ができる施設



出典：新たな学校施設づくりのアイデア集 ～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～（文部科学省）
屋内と屋外の連動を可能にする施設

6-4 宿泊に必要な機能別の内容

(1) 宿泊部屋

【整備方針】

- 宿泊規模に応じた室数の確保を前提とし、生徒一人ひとりの事情に対応して、快適に過ごせるよう、高水準なバリアフリーをはじめ、多様な部屋を設置する。
- 建築制限を考慮しつつ、各部屋の宿泊定員や面積は、生徒が過ごしやすいうように留意する。
- 安全性、衛生面を確保しつつ、各部屋に小規模な洗面台とトイレを配置する。
- 引率教員用の部屋は、生徒の体調や要望に合わせて部屋を提供することも考慮し、スムーズな学校運用ができるよう、2人程度の定員数を想定した必要室数を確保する。

【整備イメージ】



多様な形態の宿泊部屋

出典：千葉市少年自然の家



バリアフリーに配慮した部屋



引率教員が利用する少人数の部屋

出典：ガイドライン（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）（国土交通省）

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（平成30年度）（国土交通省）

(2) トイレ

【整備方針】

- 1人ひとりが快適に過ごすことができるよう、宿泊定員に応じ、男子、女子、多機能トイレを必要数配置する。
- 多様性に配慮し、男女問わず全個室とし、多機能トイレは車椅子でも利用可能な面積を確保する。

【整備イメージ】



男女別のトイレの設置



出典：学校のトイレ研究会
トイレの全個室化



バリアフリートイレの設置

出典：「ガイドライン（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）」（国土交通省）

(3) 洗面所

【整備方針】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、円滑な学校運用のため、共同の洗面所を設ける。

【整備イメージ】



身体的距離を保ちつつ利用可能な洗面所



出典：国立淡路青少年交流の家

(4) 浴場

【整備方針】

- 円滑な学校運用を実現しつつ、全員が快適に入浴できるよう、少なくとも20～30名が同時に入浴できる規模の入浴設備を男女別に設ける。
- 個々の事情に対応できるよう、高水準なバリアフリーに対応した小浴場やシャワールームなどを設置する。

【整備イメージ】

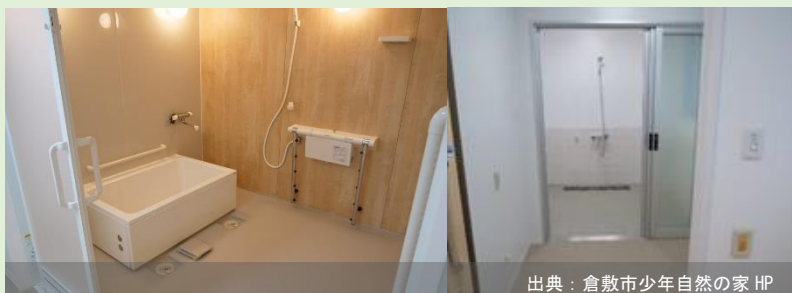


出典：砺波少年自然の家



出典：千葉市少年自然の家

十分な広さが確保された浴室



出典：倉敷市少年自然の家 HP

車椅子利用可能な小浴場・シャワー室



脱衣所のあるシャワー室

(5) 飲食

【整備方針】

- 食堂は他の機能と兼用せず、専用の施設として整備する。
- アレルギーや宗教上の制限等に対応し、楽しく食事ができる環境を整備する。

【整備イメージ】



出典：富山県呉羽青少年自然の家 HP

バイキング方式



カフェテリア方式



様々なケース・人数に対応可能な配置

6-5 その他

【整備方針】

- 施設の維持管理、運営のために必要な諸室や活動に必要な備品等を管理するための倉庫などを適切に配置する。
- 限られた面積を有効活用するため、廊下や階段（階段下）などの空間の活用も工夫する。

【整備イメージ】



ホールとしても活用できる階段



デッドスペースの有効活用

出典：新たな学校施設づくりのアイデア集 ～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～」（文部科学省）

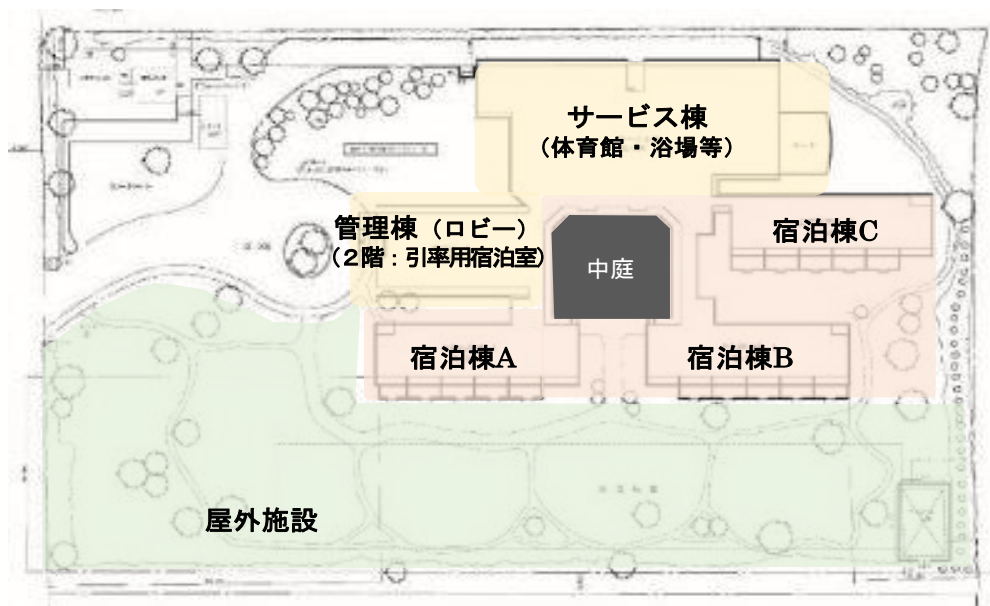
7. 施設整備について

7-1 施設の整備パターンの整理・検討

(1) 施設の整備パターンの検討

検討結果を踏まえ、施設の整備にあたって必要な視点を整理し、次項に示す4つの整備パターンについて検討しました。

必要な視点		具体的な内容
屋内	フレキシビリティの充実	<ul style="list-style-type: none">・大人数で多様な活動ができるようなスペースと、規模に応じて活用方法を変えられるスペース・活動を深めるための ICT 環境・どこでも学習できるような流動的な環境
	学校利用のしやすさ	<ul style="list-style-type: none">・全体を見通すことができる構造
	宿泊機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・宿泊者全員が快適に休養、食事、入浴が可能
屋外	屋外環境の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・屋内と屋外の活動が連動するような仕組み



軽井沢少年自然の家 配置概要図

(2) 施設の整備パターンに対する意見

軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会においては、既存施設の課題解決、新しい取組の展開と効果の最大化、SDGs への対応といった視点から、解体し新築するパターンで全委員の意見が一致しました。

項目	案1	案2
屋内	解体し新築	宿泊棟と管理棟を解体し新築、サービス棟は既存施設活用
屋外	1 クラス程度が運動できるスペースを確保し、活動しやすいよう整備	1 クラス程度が活動できる広さを確保の上、活動しやすいよう整備
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・活用可能となるまでに、他の案と比べて最も期間が必要。 ・建物の維持管理コストが減少。 ・必要に応じて、近隣住民等への説明等が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス棟（大ホール、小ホール、食堂、浴場）は改修の上、必要な機能を追加。 ・既存施設を一部活用するため、比較的早く利用が可能。 ・建物の維持管理コストが一部減少。 ・既存の施設について、今後 10 年以内に再度建替えについて検討が必要。 ・必要に応じて、近隣住民等への説明等が求められる。 ・建築当時からの法改正などにより未整備となっている排煙設備・防火設備の整備が必要。
フレキシビリティの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちのニーズ、今後の教育課題を見据えた十分な整備が可能。 ○ICT 環境の充実した整備が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちのニーズ、今後の教育課題を見据えた整備が一部可能。 △既存の設備を一部利用するため、間取り、設備に一部制限が生じる。 △施設形状によっては、通信性能や ICT 環境の整備に一部制限が生じる。
学校利用のしやすさ	○教職員の視点や、今後実現を目指すプログラムの運営を考慮した動線の確保等が可能。	○宿泊棟について、教職員の視点を生かした整備が可能。
宿泊機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○想定する宿泊規模に応じた入浴、飲食スペースの整備が可能。 ○個々の事情に対応した小浴場やシャワールームの設置が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊棟は、安全面、使いやすさを向上した形に整備可能。 △飲食スペースがやや手狭になる可能性や、大ホールのスペースが縮小する場合がある。 △十分な規模の入浴スペースの整備が困難で、運用に課題が残る。 △個々の事情に対応した入浴スペースの設置は困難。
屋外環境の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内施設との一体的な整備や、他の案と比べて広いスペースの確保が可能。 △樹木などの取り扱いについて条例上の配慮が必要。 △屋外施設の維持管理のコストが増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内施設との一体的な整備が可能。 △樹木などの取り扱いについて条例上の配慮が必要。 △屋外施設の維持管理のコストが増加。
整備イメージ	<p>整備イメージ</p> <p>■ 新築部分 ■ 既存施設活用部分</p> <p>民家 民家 駐車場 野外炊飯施設・テント等 中野区少年自然の家 プロジェクトアドベンチャーなど</p>	<p>整備イメージ</p> <p>■ 新築部分 ■ 既存施設活用部分</p> <p>民家 民家 民家 駐車場 野外炊飯施設・テント等 中野区少年自然の家 プロジェクトアドベンチャーなど</p>

案3	案4
サービス棟と管理棟を解体し新築、 宿泊棟は既存施設活用	既存施設活用
1 クラス程度が活動できる 広さを確保の上、活動しやすいよう整備	体験活動ができる施設を設置し、 運動しやすいよう整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊棟は改修し、必要な機能を追加する。 ・ 既存施設を一部活用するため、比較的早く利用が可能。 ・ 建物の維持管理コストが一部減少。 ・ 既存の施設について、今後 10 年以内に再度建替えについて検討が必要。 ・ 必要に応じて、近隣住民等への説明等が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体のバリアフリー化、一部外構部の老朽化等、最低限の改修を行い、既存施設を活用して必要な機能を取り入れる。 ・ 既存施設を活用するため、早く利用が可能。 ・ 施設全体が劣化しているため、定期的に修繕が必要であり、他の案と比べ最も建物の維持管理コストがかかる。 ・ 既存の施設について、今後 10 年以内に再度建替えについて検討が必要。 ・ 建築当時の法改正などにより未整備となっている排煙設備・防火設備の整備が必要。
<p>○子どもたちのニーズ、今後の教育課題を見据えた整備が一部可能。</p> <p>△既存の設備を一部利用するため、間取り、設備に制限が生じる。</p> <p>△施設形状によっては、通信性能や ICT 環境の整備に一部制限が生じる。</p>	<p>△既存の設備を利用するため、間取り、設備に制限が生じる。</p> <p>△立地条件や施設形状によっては、通信性能や ICT 環境の整備に一部制限が生じる。</p>
△宿泊部の見通しの悪さは改善できない。	△見通しの悪さやデッドスペースが多いままとなる。 △グループ活動や学習活動がしにくく、実施できるプログラムに制限が生じる。
<p>○飲食スペースや、入浴スペースのある程度の規模の確保が可能。</p> <p>○個々の事情に対応した小浴場やシャワールームの設置が可能。</p> <p>△宿泊棟は現状のままのため、安全面、使いやすさの向上が難しい。</p>	<p>△飲食スペースがやや手狭になる可能性がある。</p> <p>△宿泊棟は現状のままのため、安全面、使いやすさの向上が難しい。</p> <p>△十分な規模の入浴スペースの整備が困難で、運用に課題が残る。</p> <p>△個々の事情に対応した入浴スペースの設置は困難。</p>
<p>△樹木などの取り扱いについて条例上の配慮が必要。</p> <p>△現状よりも広いスペースを確保することが困難。</p>	<p>○現状の動植物を保全しつつ活用が可能。</p> <p>△現状よりも広いスペースを確保することが困難。</p>
 <p>中野区少年自然の家 プロジェクト アドベンチャーなど</p>	 <p>中野区少年自然の家 プロジェクト アドベンチャーなど</p>

7-2 考えられる事業手法

施設の整備・運営等については、官民連携（PPP：Public Private Partnership）の手法である指定管理者制度やPFI（Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）の可能性も含めて幅広く研究を行っています。

事業手法については今後さらに検討を進め、最適な事業方式を採用していきます。

【事業手法を検討する上での視点】

- ・学校運用を主体とする事業であり、利益収入を見込むものではない。
- ・利活用方針の実現に向け、学校等の利用者の要望に柔軟に対応する必要がある。
- ・用途地域が第1種低層住居専用地域であり、周辺環境と調和を十分にはかる必要がある。
- ・様々な工夫を行うことで、利用率の向上を図る必要がある。

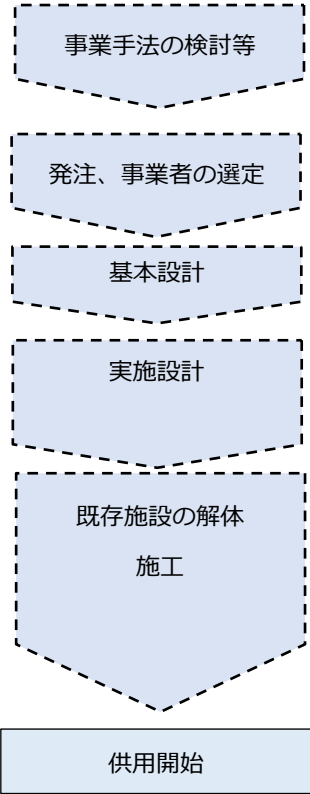
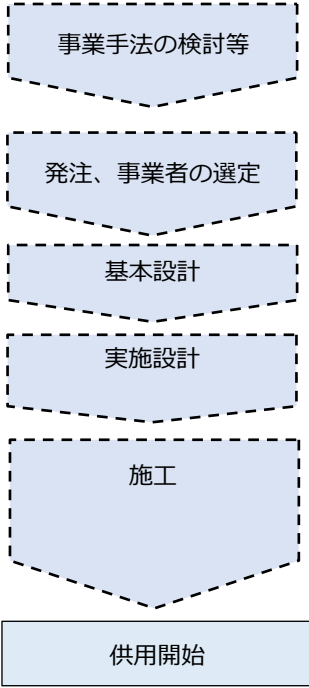
区：千代田区

事：事業者

考えられる手法	期間	概要	役割分担				
			資金 調達	施設 整備	施設 所有	管理 運営	
従来手法 (公設公営)	指定 なし	設計、施工、管理・運営それぞれで事業者を選定し、施設整備を進めていく方式	区	区	区	区	
P P P P F I	指定管理者制度	原則 5年	建物の管理を民間に委ねることを原則とする制度	区	区	区	事
	BTO方式	7 ~ 30 年	事業者が施設を建設し、施設完成直後に行政に所有権を移転した上で、事業者が維持管理及び運営を行う方式	事	事	区	事
			事業者が施設を改修、管理・運営する事業方式	事	事	区	事
			事業者が建設した施設を、行政側が買い取り、事業者にその施設をリースし、事業者がその施設の運営を行う方式	事 (区)	事	事 ↓ 区	事
			事業者が施設を建設、維持管理・運営し、事業終了後に行政に施設所有権を移転する方式	事	事	事 ↓ 区	事

8. 想定スケジュール

今後、基本構想の策定から施設供用開始までの想定スケジュールは以下のとおりです。

年度	新築の場合	既存施設活用の場合
令和4年度	基本構想策定	基本構想策定
令和5年度以降 (3～5年程度)	 <p>事業手法の検討等</p> <p>発注、事業者の選定</p> <p>基本設計</p> <p>実施設計</p> <p>既存施設の解体 施工</p> <p>供用開始</p>	 <p>事業手法の検討等</p> <p>発注、事業者の選定</p> <p>基本設計</p> <p>実施設計</p> <p>施工</p> <p>供用開始</p>

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年12月13日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
12	13	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
12	14	水				
12	15	木				
12	16	金				
12	17	土		こども劇場	麴町幼・お茶の水幼・千代田幼・いずみこ	
12	18	日				
12	19	月				
12	20	火		英語合宿(～12月23日)	プリティッシュヒルズ(福島県)	
12	21	水				
12	22	木				
12	23	金				
12	24	土				
12	25	日				
12	26	月				
12	27	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
12	28	水				
12	29	木				
12	30	金				
12	31	土				
1	1	日				
1	2	月				
1	3	火				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
1	4	水				
1	5	木				
1	6	金				
1	7	土				
1	8	日				
1	9	月				
1	10	火				
1	11	水				
1	12	木				
1	13	金		【3学年】英語合宿(～1月16日)	プリティッシュヒルズ(福島県)	
1	14	土				
1	15	日				
1	16	月				
1	17	火				
1	18	水	9:00～	展覧会(～21日) 適性検査出願①(区分Aのみ)	和泉小 九段中等教育学校	
1	19	木	9:00～	展覧会(～21日) 適性検査出願②(区分Aのみ)	お茶の水小・幼 九段中等教育学校	
1	20	金		展覧会(～21日)	千代田小・幼	
1	21	土		展覧会	千代田小	
1	22	日				
1	23	月				
1	24	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
1	25	水				

「広報千代田」
12月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 17件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1 学務課	栄養士(会計年度任用職員)の募集	栄養士の募集	1月16日まで		
2 文化振興課	千代田区内ミュージアム連携企画 展覧会への入口講座Vol.35 国芳門下2大ライバル「芳幾・芳年」 の魅力に迫る	歌川国芳の門下である芳幾・芳年が、明治維新を迎えた浮世絵衰退の時代にどのようにあらがったのか学ぶ講座	1月27日(金)19時～20時30分	日比谷図書文化館 (日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
3 文化振興課	千代田区ミュージアム連絡会 「ディスカバリーミュージアム—東京駅編—」	区内のミュージアム2館をめぐり、各館の特徴や展示内容について理解を深める企画	1月27日(金)9時15分～12時20分	東京駅丸の内北口・東京ステーションギャラリー入口前	
4 文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	1月8日(日)11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
5 文化振興課	オペラ「トロヴァトーレ《吟遊詩人》」ハイライトステージ&コンサート	初心者もオペラ好きも楽しめるコンサート 一度は聞いたことのある名曲や日本の歌曲を演奏	2月7日(火)	イタリア文化会館(千代田区九段南2-1-30)	公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団
6 文化振興課	江戸歴史講座第76回 まじない絵の世界	まじない絵を通し、江戸の人々がどのように疫病と向き合っていたかを学ぶ講座	1月19日(木)19時～20時30分	日比谷図書文化館 (日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
7 生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ (文化学習)プログラム	会員でない方も参加できる講座を開催 Let's study「水引」 水引の歴史や基本の結びを学ぶ。ピアス・イヤリング(1ペア)、チャーム(2個)から選び、申込む	1月26日(木)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
8 生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(1月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルが「サークル体験会」を開催	各サークルによって異なる	各サークルによって異なる	九段生涯学習会

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
9	生涯学習・スポーツ課	ジュニアカレッジ 「洗って何度でも使える！オリジナル蜜蝋ラップをつくろう！」	在住在学、もしくは保護者が在勤の小学生とその保護者を対象とした講座を開催 エコ活動を学び、オーガニックコットンを使った蜜蝋ラップを作る	2月11日（土） 14時～15時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習会
10	生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 “橋”から防災を考えるー関東大震災から100年	18歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象とした講座を開催 関東大震災から100年をむかえ、震災復興橋梁という‘橋’から防災を考える	2月3日、17日、24日いずれも金曜日 (全3回) 19時～20時40分	九段生涯学習館	九段生涯学習会
11	生涯学習・スポーツ課	千代田区軟式野球連盟令和5年度の新規登録・更新受付	軟式野球連盟への加入を希望するチームの受付	1月18日（水）18時30分～	区役所4階401会議室	千代田区体育協会
12	生涯学習・スポーツ課	とび箱教室&コンディショニングトレーニング【特別企画】	小学生を対象としたスポーツ教室	1月23日（月）16時～17時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
13	生涯学習・スポーツ課	お水でエクササイズ！	中学生を除く15歳以上の方を対象に、水中エクササイズ教室	2月3日～2月24日の毎週金曜（全4回）19時～19時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
14	生涯学習・スポーツ課	たのしくフラダンス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象としたフラダンス教室	2月5日～3月26日の毎週日曜（全8回）13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
15	生涯学習・スポーツ課	たのしくジャズダンス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象としたジャズダンスクラス	1月24日～3月14日の毎週火曜（全8回）18時30分～19時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
16	生涯学習・スポーツ課	はじめてのピラティス	15歳以上の方（中学生を除く）を対象としたピラティス講座	1月26日～3月23日の毎週木曜（2/23を除く全8回）15時～16時	スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・スポーツ課	卓球教室6期	15歳以上の方（中学生を除く）を対象とした卓球教室	1月30日～3月6日の毎週月曜（2/20を除く全5回） 入門・初心者クラス＝10時～12時、中級者クラス＝13時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター